1. 補助対象経費（P18抜粋）
   1. 補助対象となる経費は、次の1~3の条件をすべて満たすものとなります。
      1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
      2. 交付決定日以降に発生した経費
      3. 証拠資料等によって金額が確認できる経費

　【各費用の説明】（P19〜22抜粋）

1. 広告費：パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
   * 補助事業計画における商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。
   * 補助事業に関連するホームページ作成(ネット販売システムの構築等)費用は補助対象となりますが、他者の構築するシステムの使用料等、直接の販売行為と関連した経費は補助対象となりません。
2. 開発費：新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
   * 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。
   * 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。
   * 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります。(試作品の生産に必要な経費は対象となります。)
   * また、汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。
3. 外注費：上記①から⑩に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費(店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)

* 外注内容、金額等が明記された契約書を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

上記①から⑫に掲げる経費以外は、補助対象外となります。また、上記①から⑫に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

* 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
* 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
* 電話代、インターネット利用料金等の通信費
* 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
* 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
* 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
* 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用 ・金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く。) ・公租公課(消費税を含み、旅費に係る出入国税を除く。) ・各種保険料(旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。) ・借入金などの支払利息および遅延損害金 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

1. 補助率等（P23抜粋）

補助率：　補助対象経費の2/3以内

補助上限額：　75万円の経費に対して最大50万円まで

＊消費税は原則含まない